

大阪府・大阪市ライドシェア有識者会議資料

2023年12月11日

To Be a Good Company



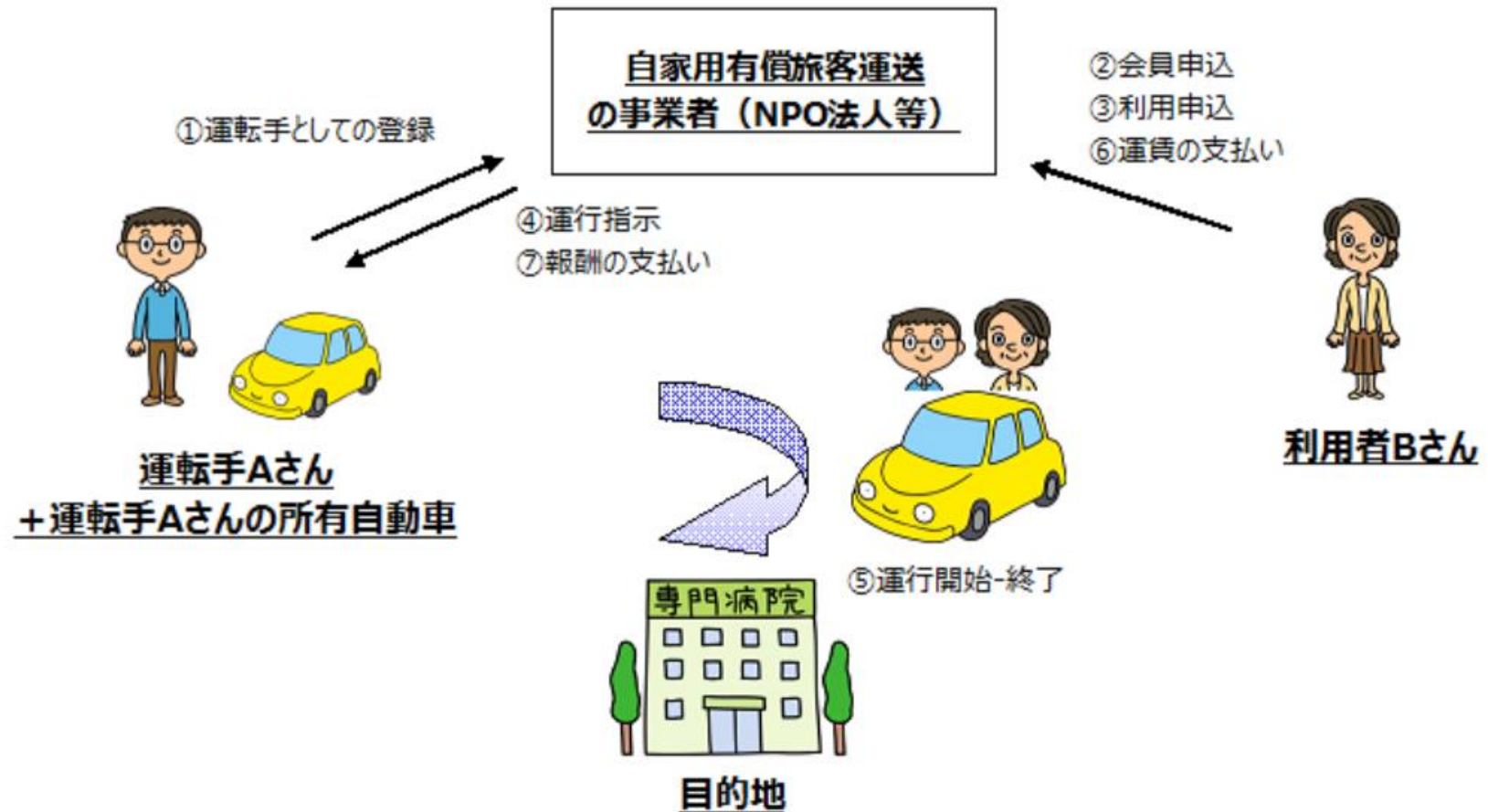
東京海上日動

1. 本会議出席における弊社の位置づけ

- ✓ 本資料は、大阪府・大阪市ライドシェア有識者会議事務局様からのご依頼に基づき、作成した資料となります。
- ✓ ライドシェアが実装されると仮定した場合、安心・安全なライドシェアを実現するために、どのようなリスクに備える必要があるのか、損害保険会社の立場からコメントさせていただいております。

2. 自家用有償旅客運送の保険対応について

持込み自動車を用いた「自家用有償旅客運送」のイメージ図



2. 自家用有償旅客運送の保険対応について①

- ◆ 2016年3月「**自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険**」の開発。
- ◆ 自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険は、「**ドライバーの対人対物賠償限度額が不十分であり、事業者も損害賠償を負担せざるを得ない**」ときに補償を行う仕組み。

本保険でお支払いが想定されるケース

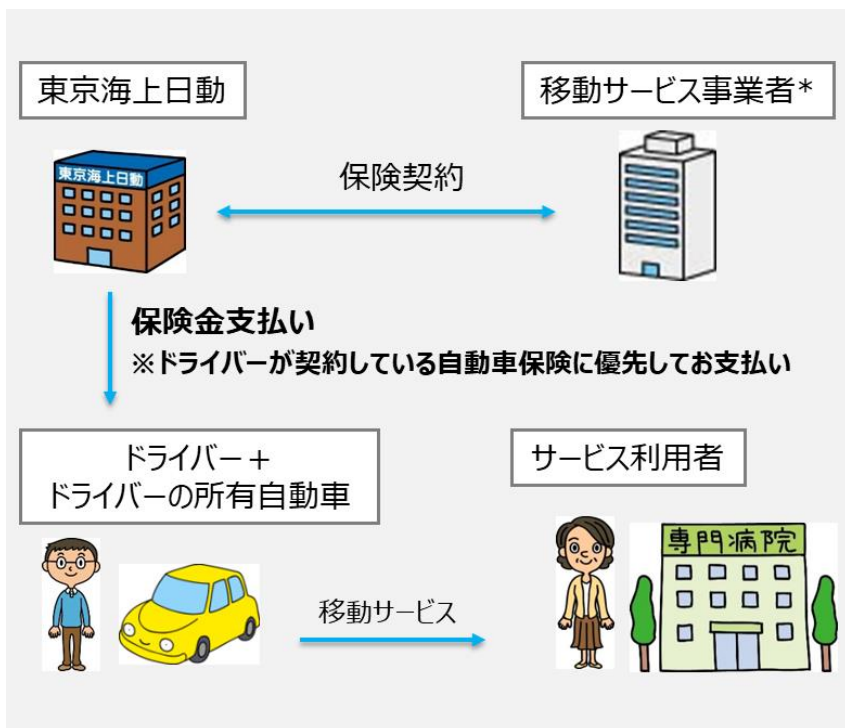
	想定ケース	損害賠償責任額(a)	運転手本人の自動車保険		不足分(a)-(b)
			保険金額	お支払いされる金額(b)	
例 1	事故により歩行者を死亡させたが、運転手本人の自動車保険でお支払いできる限度額を超過する損害賠償責任額となった。	1.5億円	1億円	1億円	5千万円
例 2	事故により同乗していた利用者をケガさせてしまったが、運転手としての登録時に加入確認していた自動車保険が保険料の不払いを理由に解除されていた。	3千万円	5千万円	0円 解除されていたため	3千万円

不足分を「自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険」で補償します。

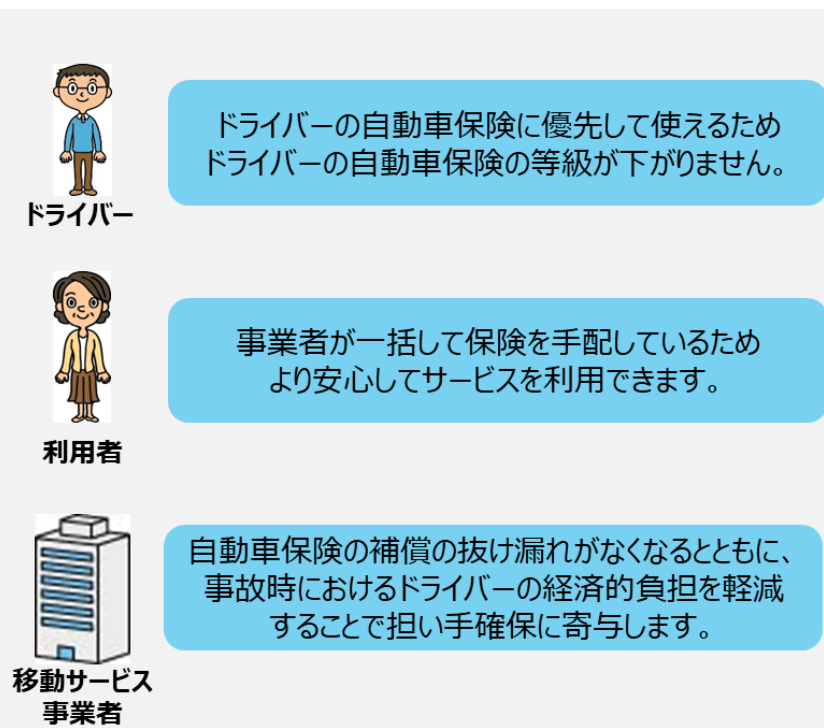
2. 自家用有償旅客運送の保険対応について②

- ◆ 2021年2月「**移動サービス事業者向け自動車保険**」の開発。
- ◆ 事業者が保険を契約し、**ドライバーが契約している自動車保険に優先して保険金をお支払い**することもできるため、事故時のドライバーの経済的負担が軽減され、担い手の確保と、より安心な制度運営が可能。

保険イメージ



メリット



2. 自家用有償旅客運送の保険対応について（まとめ）

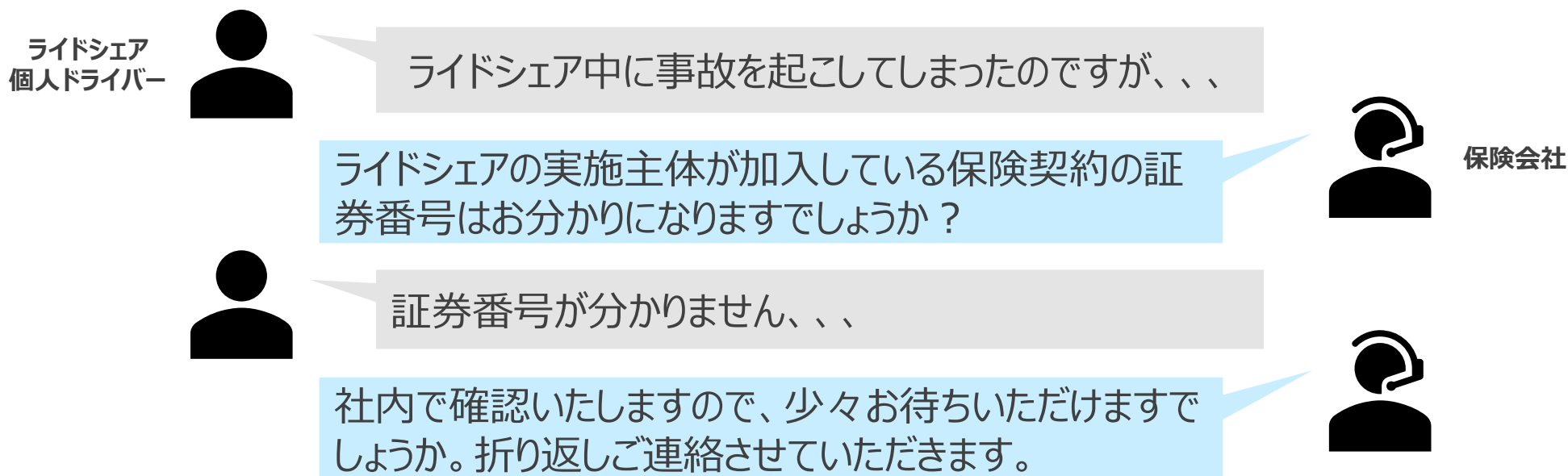
個人の自動車保険での補償漏れがあっても被害者救済を担保する保険

	個人の自動車保険		自家用有償旅客運送事業者向け 自動車保険	移動サービス事業者向け 自動車保険
商品概要	<ul style="list-style-type: none"> 自動車事故にかかる対人・対物賠償、乗客の人身傷害、車両損害等主要なリスクについては現行の自動車保険で補償提供が可能。 ライドシェア業務を年間を通じて月平均15日以上使用する場合は使用目的を「業務」に変更する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動車保険では補償が不十分で、事業者も損害賠償を負担せざるを得ない場合（下記例）に補償する。 <ol style="list-style-type: none"> 損害賠償責任額が個人の自動車保険でお支払できる限度額を超過する場合 個人の保険加入が漏れている等運転手が損害賠償責任額を支払うことができない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 移動サービス(*)事業者が契約者となり、移動サービス中に生じた事故に対して、ドライバーが契約している自動車保険に優先して補償する。(*)移動サービスとは、自家用自動車を用いて利用者を輸送するサービスを指す。
保険契約者・被保険者	ドライバー個人	+	道路運送法第78条第2号に基づく 自家用有償旅客運送事業の事業者	道路運送法その他の法令に基づき自家用有償旅客運送の登録を行い運営されている、または、道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様で運営されている移動サービスを提供する事業者
ご契約のお車	ドライバー個人の自家用車		記名被保険者が自家用有償旅客運送事業のために使用する自動車	被保険者が移動サービスのために使用する自動車
補償内容	対人・対物賠償、人身傷害、車両		対人・対物賠償	対人・対物賠償、車両
個人の自動車保険との関係性	—		上乗せ補償	優先補償

3. ライドシェアにおける事故対応の注意点

円滑な事故対応体制の構築

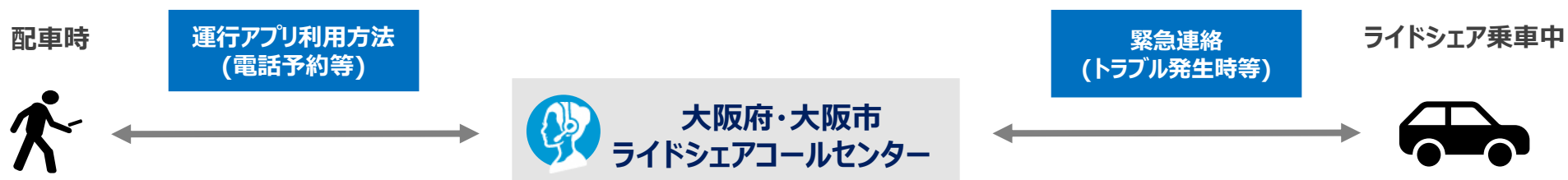
- ◆ 実施主体が保険に加入するケースで、個人のドライバーが事故報告を直接保険会社に行う場合、**証券番号や補償内容等の特定に時間を要する**ことが想定される。



- ◆ 上記課題解決のため、**運行アプリに証券番号を明記する等、事前の対策を行うことで、円滑な事故対応が有事に提供可能。**

4. その他（ライドシェアに関する保険周辺領域について）

- ◆ 骨子案では運行アプリの使用が前提と認識しており、特に高齢者の府民の方々に対しては、**アプリ操作方法のご案内・予約等を行うコールセンター**の設置検討が必要である。
- ◆ また、訪日外国人の利用に際しても、**訪日外国人・ドライバー間の意思疎通の手助けを行う多言語通訳コールセンター**等の導入検討を行う必要がある。



多言語電話通訳サービスのイメージ



多言語電話通訳サービス

ライドシェア利用時、訪日外国人・ドライバー間で意思疎通ができない際にご利用いただける通訳専用のコールセンター。対応言語、対応時間帯について決定の上、大阪ライドシェア用として設置を行う。